

	質問	回答
1	施設内において新型コロナウイルス感染症の発症が認められていない段階では、食事や移譲、排泄介助の場面で手袋とサージカルマスクのみの対応で良いか。	手袋、サージカルマスク及び、汚染物との接触が予測される場合はガウン（エプロン）を着用ください。（飛沫や体液等による汚染を防ぐための防御が必要です） 新型コロナウイルス感染症の感染期間は症状が出る2日前からですので、気づかないうちに感染してしまうことが考えられます。観光等で来県者も多くなっていますので、どこで接触があるかわからない状況です。日頃から防御に心がけ、感染リスクを低減しておくことが大切です。
2	濃厚接触の定義に「適切な感染防護無しに感染が疑われる者を看護もしくは介護した者」とあるが、その場合の「防護無し」は具体的にはどのような状況か。 職員1名が陽性になった場合、どこまでの利用者、職員が濃厚接触者となるのか。	実際の濃厚接触者の特定は、保健所が具体的に防護と介護の状況（内容と時間）を調査しを特定しますので断定は難しいです。 一般的に介護の内容に照らし合わせて「防護あり」考えられるのは、食事や移乗等であればマスクや手袋、排泄介助であれば加えてガウン（エプロン）、喀痰吸引であれば加えてN95マスク、長袖ガウン、眼の防護具（ゴーグルやフェイスシールド）と考えます。 参考までに濃厚接触者の基準は下記の通りです。 ・患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者 ・適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者 ・患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者 ・その他：手で触れること又は対面で会話することが可能な距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者。
3	濃厚接触者がいる生活空間はすべてレッドゾーンになるか。	レッドゾーンになります。 職員が濃厚接触者の場合は、2週間程度出勤せず、自宅で健康観察をして頂くお願いをします。
4	換気扇の効果はあるか	エアロゾルと換気扇に関連した国内論文では、密閉空間で天井設置換気扇1台の場合、換気扇の近くの空気は換気されますが、換気扇から距離があるところでは効果が減弱すると報告されています。NHKのためしてガッテン（8/5放送、コロナ関連番組ではありませんが）での、オイルミストの実験では、入り口から換気扇までの風の通り道では換気されるが、離れたところでは空気の動きが弱く、換気に時間がかかるとされていましたので、参考になるかと思います。 換気扇で空気の入換えをする場合は、適切な換気をするためには、換気回数と部屋の大きさ、その部屋にいる人数により異なってくるので、換気扇だけで換気しようとすれば複数台設置するか、また、扇風機を換気扇から離れたところに置き、首振りモードにするか、です。窓があるところでは、換気扇だけでなく、窓を開けた方が効果的と言えます。 しかし、感染疑いの利用者さんがいる居室では、窓とドアの双方をあげず、1方向のみの換気とし、換気時には個室の空気をオープンエリアに流れ込まない工夫が必要です。
5	派遣については県内のみか	派遣元、派遣先とも県内施設を対象としています。
6	全室個室であるが、居室内で感染と疑われる場合、他の部屋に移動しても良いか	感染拡大防止を最優先とした部屋割りが必要になります。当該部屋がレッドゾーンであれば移動は必要ありませんが、他のエリアをレッドゾーンにする場合は移動が必要になります。
7	施設の構造上、1ユニットが10部屋ありリビングを囲んだ形で部屋が並んでいる。レッドゾーンとイエローゾーンをどこで区切れればよいか。	ゾーン分けは部屋だけでなく排泄や入浴等、生活を踏まえて設定する必要があります。施設全体の図面により具体的な指導を受けられることをお勧めします。最寄りの保健所に相談ください。

8	質問	回答
9	感染性廃棄物はハザードBOXを使用したほうが良いか。	ハザードBOXでなくても感染性廃棄物として扱えるものであれば良いです。廃棄物の特性に応じて、密閉できること、収納しやすいこと、損傷しないこと、を考えて使用ください。具体的には「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」P91を参照ください。
10	職員のトイレを共有しているが感染予防のため気を付けた方が良いことがありますか。	手洗いや消毒の励行、水を流すときにふたを閉めて流す、ということなどを気を付けると良いと思います。
11	PCR検査はすぐに受けさせてもらえるか。	PCR検査はすぐに受けることができます。
12	行政はどの位で動いてもらえるか。	検査の結果がわかり次第、ご本人の同意を得て保健所が施設に連絡をします。その後調査や消毒等の指導等を行います。但し、検査された方が、施設関係者であることを保健所に伝えていない場合（検査する時や結果を通知するとき時点）は、本人への調査後に対応することになりますので、連絡の時間が少し遅くなります。
13	県からの物資支援があるがその期間はいつまでか。	特に期間は設けていません。必要に応じて支援する予定です。
14	労災はどのようなケースがあるか。	<p>業務に起因して感染したものであると認められる場合には、労災保険給付の対象となります。</p> <p>～以下厚生労働省のHPより～</p> <p>新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に係る労災認定事例事例3) 介護職員</p> <p>介護職員のCさんは、訪問介護利用者宅で介護業務に従事していたところ、利用者に新型コロナウイルス感染が確認されたため、濃厚接触者としてPCR検査を受けた結果、新型コロナウイルス感染陽性と判定された。</p> <p>労働基準監督署における調査の結果、Cさんは、業務外で感染したことが明らかではなかったことから、支給決定された。</p>
15	施設内で感染があった場合施設内の消毒はどのようにすれば良いか。保健所の手配で業者がしてくれるか。その場合の費用はどうか。	<p>消毒は施設で実施することになります。（詳しくは「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」P88参照）</p> <p>居室や当該利用者が利用した共有スペースは下記により消毒します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消毒用エタノールで清拭 ・次亜塩素酸ナトリウム液で清拭後に湿式清掃し乾燥させる ・消毒薬の噴霧はしない ・一部の界面活性剤も有効（詳細はNITEウェブサイト参照） <p>消毒は陽性が判明後直ぐに実施する必要があります。平時より下記の準備をしておくが良いと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消毒薬が備蓄されている（消毒用エタノール、次亜塩素酸ナトリウム） ・清拭に必要な物品（手袋等）が準備してある消毒が必要な場所のイメージができていく（居室、共有スペース、使用した物品） ・職員全員が消毒・清掃の方法を知っている（誰もが実施できる）